

在宅療養者の一時入院に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都教職員互助会 三楽病院（以下「乙」という。）は、在宅療養者の一時入院について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区の区域内（以下「文京区内」という。）に居住する在宅療養者（以下「患者」という。）の容態が悪化し、又は急変し、一時的な入院加療が必要となった場合に、当該患者の主治医（以下「主治医」という。）による患者の入院先の円滑な確保を図ることを目的とする。

（入院の受入れ）

第2条 乙は、前条の場合において、主治医から入院先確保の要請があったときは、可能な限り患者を乙の病院で受け入れる。

2 前項に規定する要請は、診療情報提供書（別紙）により行うものとする。ただし、診療情報提供書に準ずる診療情報提供関係書類を使用することを妨げない。

3 乙は、前項に規定する診療情報提供書のほか、主治医に対して救命処置の実施に係る患者又はその家族の希望に係る情報の提供を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、乙は、緊急を要するときは、主治医に対して患者に同行して情報の提供を行うよう求めることができる。

5 第1項の規定により、乙が患者の入院を受け入れる期間は、14日を限度とする。ただし、乙が治療上必要と認めた場合は、当該期間を延長することができる。

（周知方法）

第3条 甲は、乙を在宅療養後方支援協力病院として、次に掲げる事項を文京区内の医療機関に対して周知する。

- (1) 乙の名称
- (2) 乙の所在地
- (3) 乙の連絡先

2 乙は、前項各号のいずれかを変更したときは、速やかに甲に届け出るものとする。

3 甲は、前項の規定による届出があったときは、文京区内の医療機関に対して変更内容を周知する。

（協定期間）

第4条 協定期間は、平成27年9月1日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の協定期間が満了する日（以下「満了日」という。）の1月前までに、甲又は乙が特段の意思表示を行わないときは、この協定は、満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定の履行について疑義を生じたとき又はこの協定の記載事項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 所在地 東京都文京区春日一丁目16番21号
名 称 文京区
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

乙 所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番
名 称 公益社団法人東京都教職員互助会 三楽病院
代表者 院 長 阿 川 千 一 郎